

事 務 連 絡

平成23年5月18日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管課長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育事業、  
休日保育事業及び家庭的保育事業の実施にあたっての具体的方策について

「夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業の実施について」（平成23年5月18日雇児保発0518第1号）をうけて、延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業については、下記のとおり利用者のニーズを把握するとともに、実施体制を確保願いたい。

## 1 利用者のニーズの把握について

市町村において、保育所等を通じて、保護者のニーズを聴取するなどの方法により、可能な限り延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業の需要量を把握する。

## 2 実施体制について

### (1) 延長保育事業

- ・既に延長保育を実施している保育所において、更に保育時間を延長
- ・延長保育を実施していない保育所において、期間中のみ延長保育を実施等、利用者のニーズに応じて、市町村において必要な実施体制を確保すること。

### (2) 休日保育事業

- ・既に休日保育を実施している保育所等を利用
- ・休日保育を実施していない保育所等において、期間中のみ休日保育を実施等、利用者のニーズに応じて、市町村において必要な実施体制を確保すること。

### (3) 家庭的保育事業

- ・保護者の就業時間変更等にあわせて、家庭的保育者による保育時間を変更する等、利用者のニーズに応じて実施体制を確保すること。なお、家庭的保育者による対応が困難な場合は、連携保育所の協力や延長・休日保育の実施により実施体制を確保すること。

### 3 職員配置について

保育時間が早朝・夜間及び休日となることが想定されるため、これに対応できるように保育士等（家庭的保育事業における家庭的保育者を含む）の確保をお願いしたい。

職員配置については、「保育対策等促進事業の実施について」（平成 20 年 6 月 9 日雇児発第 0609001 号）に基づき保育士等を配置すること。

※延長保育については（別添 6）延長保育促進事業実施要綱 5（2）、休日保育については（別添 2）休日・夜間保育事業実施要綱 1（4）②、家庭的保育事業については（別添 4）待機児童解消促進等事業実施要綱 1（1）⑤の職員配置基準に基づき保育士等を配置すること。

### 4 その他

日本経済団体連合会（以下、「経団連」という。）等から、電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に伴い、保育所等による休日における保育について要望がなされている。

これにより生じる保育ニーズについては、経団連等から速やかに聴取することとしており、この旨参考までに申し添える。

**(連絡先)**

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
保育課地域保育係 島田・平井  
電 話 03-5253-1111 (内線 7928)  
F A X 03-3595-2674  
E-mail shimada-sunao@mhlw.go.jp